

令和 7 年度吉田町立こども発達支援センター運営業務委託
プロポーザル評価要領

1 目的

本要領は、令和 7 年度吉田町立こども発達支援センター運営業務委託（以下「本業務」という。）について、公募型プロポーザルにより受注者を決定するにあたり、その評価基準と評価方法を定めるものである。

2 評価基準

項目ごとの配点及び評価の基準は、別表「令和 7 年度吉田町立こども発達支援センター運営業務委託プロポーザル評価表」（以下「評価表」という。）のとおりとする。

3 第 1 次審査

(1) 提出書類の確認

プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加表明者」という。）から提出された書類について、業務説明書に定めた提出書類及び添付書類が全て揃っていることを確認する。書類の不備がある場合は失格とする。ただし、軽微なものについてはこの限りではないこととし、追加提出を求める場合がある。

(2) 参加要件の確認

参加表明者が、業務説明書の「3 参加要件」で規定する要件を全て満たしていることを確認する。一つでも要件を満たしていない場合は失格とする。

(3) 評価方法

提出書類の内容を基に、評価表の内容に基づき評価する。

4 技術提案書等の提出者の選定

評価の結果、合計点数の高い上位 5 者を技術提案書等の提出を求める者（以下「提出要請者」という。）として選定する。ただし、参加資格を有する参加表明者が 5 者以下の場合は参加表明者全てを提出要請者として選定する。また合計点数が第 5 位の者が複数いる場合は、審査委員会においてその者を対象とした抽選を行い、提出要請者を選定するものとする。

5 第 2 次審査

(1) 提出書類の確認

技術提案書等の提出を求める者（以下「提出要請者」という。）を対象として、業務説明書において提出を求める技術提案書等が提出され、提出書類が全て揃っていることを確認する。書類の不備がある場合は失格とする。ただし、軽微なものについては、この限りではないこととし、追加提出を求める場合がある。

(2) 提案内容の確認

技術提案書について見積書を確認した後、書類審査及び提案内容の審査を行う。

ア 参考見積書の確認

提出要請者が提出する参考見積書に記載された見積金額が契約限度額以下であることを確認する。

イ 基礎審査

提案内容が業務説明書並びに技術提案書作成要領において定めた要件を満たしていることを確認する。提案内容が要件を満たしていない場合、当該参加者は失格とする。ただし、軽微なものについてはこの限りではないこととし、追加提出を求める場合がある。

ウ 評価方法

提出された技術提案書等についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施した上で、評価表の内容に基づき評価する。

6 優先交渉権者の特定

審査委員会は、第1次審査による評価点に第2次審査による評価点を加えた総合評価点が最も高い提案を行った参加者を優先交渉権者として特定する。総合評価点が最も高い提案が2以上ある場合は、審査委員会において抽選により優先交渉権者を特定する。

参加者が1者であっても審査を行い、総合評価点が一定水準に満たない場合（総合評価点が満点の60%未満）は特定しないものとする。

7 総合評価点の配点

総合評価点＝第1次審査（25点）＋第2次審査（75点）＝100点

8 審査の方法

(1) 技術評価点に係る評価項目における得点化方法

第1次審査、第2次審査ともに評価表に基づき評価点を算定する。審査における評価点の算定方法は、下記の5段階評価とする。ただし、参考見積金額に係る項目を除く。

評価	評価の判断	得点化方法
A評価	優れている	配点×1.0
B評価	やや優れている	配点×0.8
C評価	一般的である	配点×0.6
D評価	やや不十分である	配点×0.4

(2) 見積金額における得点化方法

最低見積価格の評価点を満点（5点）とし、最低見積価格以外は以下の方法で評価点を算出する。

評価点＝配点（5点）×（最低見積価格÷当該見積価格）

（小数点以下に端数がある場合は、小数点以下第2位を四捨五入する）